

## 函館アリーナの概要

担当部局	函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課（電話：0138-21-3477）																						
所在地	函館市湯川町1丁目32番2号																						
目的	市民にスポーツおよび文化活動の場を提供するとともに、各種の大会、コンベンションその他の催事を通じて人や地域の交流を促進し、もつて市民の健康で豊かな生活の実現ならびにスポーツおよび文化の振興に寄与する。																						
事業概要	函館アリーナの維持管理、設置目的に資する事業の実施、施設の使用の許可および制限、その他業務に関すること。																						
開館時間等	① 開館時間 9：00～22：00 ② 休館日 年末年始（12月31日～1月3日）																						
施設概要	<p>① 開設年月日 平成27年8月1日</p> <p>② 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造）</p> <p>③ 敷地面積 23,665.35m<sup>2</sup></p> <p>④ 建物延面積 15,693.70m<sup>2</sup></p> <p>⑤ 施設の内容</p> <table> <tbody> <tr> <td>メインアリーナ</td> <td>2,860m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ</td> <td>1,000m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>武道館</td> <td>925m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>多目的会議室A</td> <td>166m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>多目的会議室B</td> <td>177m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>スタジオA</td> <td>179m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>スタジオB</td> <td>191m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>201m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>キッズルームあり</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>287台（市民会館と共用）</td> </tr> <tr> <td>附帯広場</td> <td>2,636.18m<sup>2</sup> ほか</td> </tr> </tbody> </table>	メインアリーナ	2,860m <sup>2</sup>	サブアリーナ	1,000m <sup>2</sup>	武道館	925m <sup>2</sup>	多目的会議室A	166m <sup>2</sup>	多目的会議室B	177m <sup>2</sup>	スタジオA	179m <sup>2</sup>	スタジオB	191m <sup>2</sup>	トレーニングルーム	201m <sup>2</sup>	その他	キッズルームあり	駐車場	287台（市民会館と共用）	附帯広場	2,636.18m <sup>2</sup> ほか
メインアリーナ	2,860m <sup>2</sup>																						
サブアリーナ	1,000m <sup>2</sup>																						
武道館	925m <sup>2</sup>																						
多目的会議室A	166m <sup>2</sup>																						
多目的会議室B	177m <sup>2</sup>																						
スタジオA	179m <sup>2</sup>																						
スタジオB	191m <sup>2</sup>																						
トレーニングルーム	201m <sup>2</sup>																						
その他	キッズルームあり																						
駐車場	287台（市民会館と共用）																						
附帯広場	2,636.18m <sup>2</sup> ほか																						
指定管理者が行う業務内容	<p>① 維持管理に関する事項 清掃、警備、設備の保守点検 など</p> <p>② 設置目的に資する事業の実施に関する事項 スポーツ大会・コンベンションなどの誘致や広報活動など利用の促進、その他施設の設置目的を達成するために必要な業務 など</p> <p>③ 利用者に関する事項 窓口業務、利用者への案内・説明に関する業務、施設使用にあたっての補助、利用者へのサービス提供に関する業務、施設の使用許可、取消し など</p> <p>④ その他の業務に関する事項 市に提出する書類の作成、市との連絡調整等庶務経理業務、利用者および住民からの意見、要望等への対応、事故防止、災害および事故発生時の緊急時の対応、利用促進に関する業務、その他施設の管理運営に必要な業務 など</p>																						
施設管理運営経費	市から指定管理者へ支払う指定管理委託料および指定管理者が收受する利用料金によります。																						
条例	函館アリーナ条例																						
現指定管理者	函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ																						
関連リンク	<a href="https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014040900082/">https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014040900082/</a>																						